



前回は「脳死」の概要についてお話ししました。「脳死」とは脳幹、大脳を含むすべての脳のはたらきがなくなった状態です。ひとたび全脳死に陥れば、他の臓器に対してどのような保護手段をとっても、いずれは心停止に至り、決して回復することはありません。2～3日で50%、1週間で70～80%が心停止に至ります。

欧米をはじめとする世界のほとんどの国では「脳死は人の死」とされ、大脳、小脳、脳幹のすべての機能が失われた状態を「脳死」としています。イギリスのように、脳幹のみの機能の喪失を「脳死」としている国もあります。日本では、脳死での臓器提供を前提とした場合に限り、脳死は「人の死」とされます。そのため、日本では脳死という言葉は、臨床上に絶对的に厳しい状態の脳死と臓器移植を前提とした法的脳死の二つに使われます。

臓器移植を前提とした法的脳死の判定は「人の死」と認めるので、厳格に行われます。

脳死の判定基準は

- ① 深昏迷・・・全く目が覚めない
- ② 瞳孔4mm以上・・・黒目が開いてしまっている
- ③ 脳幹反射の消失・・・全く脳幹が機能していない状態
- ④ 脳波平坦・・・全く大脳が機能していない状態
- ⑤ 自発呼吸の消失・・・全く息をしていない

2人以上の資格を持つ医師が、6時間以上の感覚をあけて2回の判定を行います。

さて、もし自分が脳死になってしまったときには？もし家族が脳死になってしまったときには？

臓器移植は、善意により成り立ちます。誰もが選択することのできる4つの権利があります。これは、自分の臓器を「あげたい」「あげたくない」、あるいは臓器を「もらいたい」「もらいたくない」という権利です。どの考え方も自由に選択でき尊重されます。

臓器提供に関する意思表示の方法は、主に3つあります。

- ①健康保険証・運転免許証・マイナンバーカードへの記入
- ②インターネットによる意思登録
- ③意思表示カードへの記入

現在、日本で臓器移植を希望している方の総数は、約14,000人です。一方で、1年間で臓器移植を受けられた人は、約400人。わずか2～3%の人しか移植を受けることができていないというのが現状です。

日常生活では死を考えることを避けて通りたいのが人情です。でも、脳死に対して有耶無耶にしてしまうことは誤解を生みだします。

一度、皆さん自身や家族で考えてみるのはいかがでしょうか。
わからないことや疑問に思ったことは、脳かかりつけ医に聞いてみましょう。